## 青森県「核燃料物質等取扱税」の新設(更新)について

## |1. 新設(更新)の理由 [青森県協議書抜粋]

本県としては、これまで、原子燃料サイクル施設及び原子力発電所の立地に当たっては、安全確保を第一義に、慎重に手順を踏みながら、地域住民及び県民の理解と協力を得るべく諸施策の実施に努めてきたところです。

今回、平成30年度に更新した核燃料物質等取扱税の実施期間が、令和6年3月31日をもって満了しますが、安全性の確保のための諸施策、民生安定対策、生業安定対策等は今後とも実施していく必要があり、多額の財政需要が生じていることから、引き続き、核燃料物質等取扱税を実施いたしたく、同税の新設について協議し同意を得ることとするものです。

なお、今回の更新に当たっては、税率の一部見直しを行ったところです。

# 2. 概要 [青森県協議書抜粋]

| =# 12 CD / <del>L</del> | ±★/B   |
|-------------------------|--|
| 課税団体                    | 青森県  |
| 税目名                     | 核燃料物質等取扱税(法定外普通税)                                      |
| 課税客体                    | ① 核燃料物質の加工事業の許可を受けた者が行うウランの濃縮                          |
|                         | ② 原子炉の設置の許可を受けた者が行う原子炉の設置                              |
|                         | ③ 原子炉の設置の許可を受けた者が行う核燃料の挿入                              |
|                         | ④ 使用済燃料の再処理事業の指定を受けた者が行う使用済燃料の受入れ                      |
|                         | ⑤ 使用済燃料の再処理事業の指定を受けた者が行う使用済燃料の貯蔵                       |
|                         | ⑥ 核燃料物質又は核原料物質に汚染された物(放射性廃棄物)の埋設の方法に                   |
|                         | よる最終的な処分(廃棄物埋設)事業の許可を受けた者が行う廃棄物埋設                      |
|                         | ⑦ 廃棄物埋設等の最終的な処分がされるまでの間において行われる廃棄物管理                   |
|                         | 事業の許可を受けた者が行う廃棄物管理                                     |
| 課税標準                    | ① 各課税標準の算定期間内の濃縮に係る製品ウランの重量                            |
|                         | ② 各課税標準の算定期間の末日における実用発電用原子炉の熱出力                        |
|                         | ③ 核燃料の挿入に係る核燃料の価額                                      |
|                         | ④ 各課税標準の算定期間内に受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる                   |
|                         | 前のウランの重量   |
|                         | ⑤ 各課税標準の算定期間内の使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前の                   |
|                         | ウランの重量(各課税標準の算定期間における各月末日の重量の合計重量を12                   |
|                         | で除して得た使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量)                    |
|                         | ⑥ 各課税標準の算定期間内の廃棄物埋設に係る廃棄体の容量(各課税標準の算                   |
|                         | 定期間における各月末日の容量の合計容量を12で除して得た廃棄体に係る容                    |
|                         | 器の容量)  |
|                         | ⑦   各課税標準の算定期間内の廃棄物管理に係る廃棄物に係る容器の数量(各課                 |
|                         | 税標準の算定期間における各月末日の数量の合計数量を12で除して得た容器                    |
|                         | の数量)   |
|                         | ① 核燃料物質の加工事業の許可を受けてウランの濃縮を行う者                          |
| 納税義務者                   | ②・③ 原子炉の設置の許可を受けた者                                     |
|                         | ④・⑤ 再処理事業の指定を受けて再処理を行う者<br> ⑥ 廃棄物埋設の事業の許可を受けて廃棄物埋設を行う者 |
|                         | ② 廃業物理設の事業の計可を受けて廃業物理設を打り有   ② 廃棄物管理事業の許可を受けて廃棄物管理を行う者 |
|                         |  |
| 税率                      | ① 36,500円/kg<br>② 38.250円/千kw (3か月)                    |
|                         | ② 56, 250円/ 干kw (3か月)<br> ③ 100分の8. 5                  |
|                         | (4) 19, 400円 ∕ kg                                      |
|                         | (5) 1,300円/kg (当分の間 8,300円/kg)                         |
|                         | 6 96,500円/m <sup>3</sup>                               |
|                         | ② 2,971,300円/本   |
|                         | 申告納付   |
| 収入見込額                   | (平年度) 25,099百万円  |
|                         | (十十度/ 23, 033日月日                                       |
| 非課税事項                   | <del>-</del>   |
| 徴税費用見込額                 | 一  |
| 課税を行う期間                 | 5年間(令和6年4月1日~令和11年3月31日)                               |

### 3. 同意要件との関係

核燃料物質等取扱税について、地方税法第261条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

〇地方税法 (昭和25年法律第226号) (抄)

(総務大臣の同意)

- 第261条 総務大臣は、第259条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。
- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過 重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。
- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となる こと。

#### ① 課税標準

発電事業に関連する税としては、電源開発促進税(国税)があるが、核燃料物質等取扱税の課税標準は「濃縮に係る製品ウランの重量」、「実用発電用原子炉の熱出力」、「核燃料の挿入に係る核燃料の価額」、「受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量」、「使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量」、「廃棄物埋設に係る廃棄体の容量」及び「廃棄物管理に係る廃棄物に係る容器の数量」であり、一方、電源開発促進税の課税標準は「販売電気の電力量」とされていることから、課税標準を異にしている。

核燃料に対する税としては、青森県むつ市が「使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量」を課税標準として使用済燃料税を課しており、核燃料物質等取扱税とは一部の課税標準を同じくしていると考えられる。

#### ② 住民の負担

特定納税義務者である東北電力(株)は、令和4年度の年間売上高(連結)が3兆72億円の企業であり、一方、更新後の本件条例による負担額は約5億円/年であることから、著しく過重な負担となるとはいえない。

また、同じく特定納税義務者である日本原燃(株)は、同年度の年間売上高が1,901億円の企業であり、更新後の本件条例による負担額は約246億円/年(更新前に比べて約56億円の増)となるが、使用済燃料の再処理事業や高レベル放射性廃棄物の管理事業等は、法律に基づき、使用済燃料再処理機構等からの委託によって実施される事業であり、拠出金等の仕組みを通じて原子力発電を行う発電事業者によって実質的に賄われるものである。当該拠出金を負担する事業者11者の年間売上高(連結)の合計が約27兆円であることを踏まえれば、著しく過重な負担となるとはいえないと考えられる。なお、むつ市使用済燃料税の特定納税義務者は上記企業とは異なる企業である。加えて、仮に核燃料物質等取扱税が電力消費者に転嫁されたとしても、その電力料

加えて、仮に核燃料物質等取扱税が電力消費者に転嫁されたとしても、その電力料金に及ぼす影響は、標準家庭1世帯当たり16.3円/月と見込まれ、今回の更新によっ

て、住民の負担が著しく過重となるとはいえないと考えられる。

したがって、国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく 過重となるとは認められないと考えられる。

(2) 地方団体間の物の流通に重大な障害を与えること。

核燃料物質等取扱税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間の物の流通に重大な障害を与えること。」には該当しないものと考えられる。

(3)(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。 福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安 全性を求める方向性を掲げているところであり、また、エネルギー基本計画においては、 原子力利用を進めていく上で、立地地域との共生に向けた取組が必要不可欠とされてい るところである。

青森県は原子力発電所立地県として、核燃料物質等取扱税の税収も活用しつつ、原子力災害時における緊急避難のための避難路、避難場所等の確保や、環境放射線の測定等の安全対策など、原子力安全対策を講じている。

したがって、核燃料物質等取扱税は、安全性の確保や地域との共生を図る国の政策の 方向性と軌を一にするものである。

このことから、「1及び2に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。